

～旧五日市町地区の生産緑地を お持ちの組合員の皆さま～

特定生産緑地制度・指定申請手続きなどについて、JAあきがわではご相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

特定生産緑地制度は、指定から30年を経過する生産緑地を特定生産緑地に指定することで期間が10年延長され、都市農地の保全を図る制度です。

特定生産緑地の指定などについて、市役所から生産緑地を所有する方へご案内が届いていると思いますので、内容をご確認いただき、ご検討をお願いいたします。

平成8年10月に生産緑地制度を指定した方の特定生産緑地制度の指定申請期限は**令和7年7月末**となります。期限を過ぎると特定生産緑地の指定はできませんのでご注意ください!

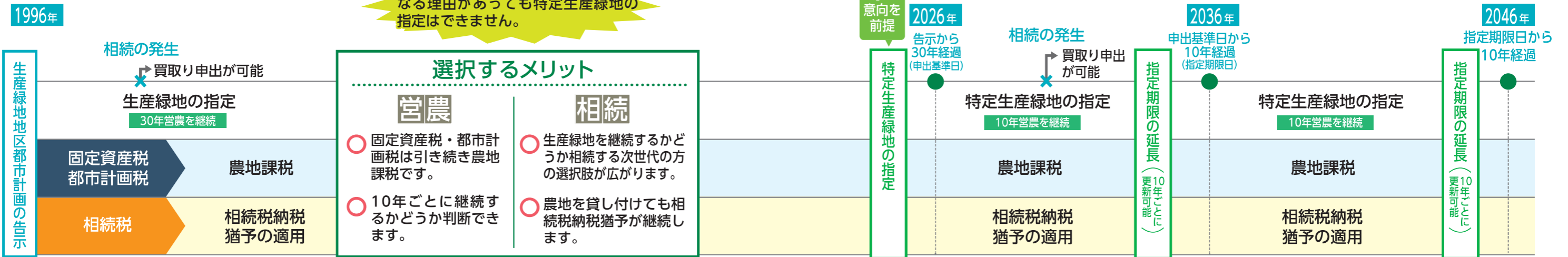
- Q 特定生産緑地の指定を受けるためには、どうすれば良いですか?
- A 市役所から届いた申請書・必要書類を用意して、市役所への申請が必要です。
- Q 特定生産緑地の指定を受けると、どうなりますか?
- A 営農の継続や相続でさまざまなメリットがあります。
- Q 相続税納税猶予を適用している農地は、どうすれば良いですか?
- A 特定生産緑地の指定を強くおすすめします。

特定生産緑地制度

指定後30年を経過した生産緑地は最終的に宅地並み課税となります。30年経過までに特定生産緑地を選択すると、営農を継続しながらこれまでと同じ税制措置を受けられます。指定は10年ごとに更新可能ですが、指定を受けずに30年を経過したり一度指定を外れたりすると特定生産緑地の指定を受けることはできません。

[1996年に生産緑地指定した場合]

特定生産緑地を選択する場合



特定生産緑地を選択しない場合

